

香川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例施行規則

平成19年1月15日

規則第5号

改正 平成20年4月1日 規則第1号

平成21年4月1日 規則第1号

平成21年7月15日 規則第1号

平成22年3月26日 規則第4号

平成22年7月 9日 規則第5号

平成29年3月30日 規則第3号

(趣旨)

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、香川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(勤務時間の割振り)

第2条 条例第3条第2項に規定する勤務時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までの間において割り振るものとする。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第3条 任命権者は、条例第4条第2項本文の規定により週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

(1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにすること。

(2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。

(3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

(週休日の振替等)

第4条 条例第5条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定により勤務日（3時間45分又は4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間45分間又は4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第3条第2項、第4条又は第5条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(休憩時間)

第5条 条例第6条第1項に規定する休憩時間は、月曜日から金曜日までの間において、それぞれ正午から午後1時までとする。

(休息時間)

第6条 削除

(週休日、勤務時間の割振り等の明示)

第7条 任命権者は、条例第2条第2項の規定により職員の勤務時間について別の定めをし、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条

第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

- 2 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(宿日直勤務)

第8条 条例第8条第1項の規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務とする。

- 2 任命権者は、条例第8条第1項に規定する許可を受けた場合においては、条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）の正規の勤務時間において、職員に前項の勤務と同様の勤務を命ずることができる。

(育児を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等)

第9条 勤務時間条例第9条第1項の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤務（同項に規定する勤務をいう。以下同じ。）の制限を請求し、又は同条第3項の規定により時間外勤務（同項に規定する勤務をいう。以下同じ。）の制限を請求しようとする職員は、別に定めるところにより、正規の勤務時間以外の時間における勤務又は時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務等制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務等制限開始日の前日までに請求しなければならない。この場合において、同条第1項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

- 2 前項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、勤務時間条例第9条第1項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。

- 3 任命権者は、第1項の規定による請求が、当該請求のあった日の翌日から

起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務等制限開始日とする請求であった場合で、勤務時間条例第9条第1項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務等制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務等制限開始日を変更することができる。

- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務等制限開始日を変更したときは、当該時間外勤務等制限開始日を当該変更前の時間外勤務等制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。
- 5 第1項の規定による請求がされた後時間外勤務等制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第16条を除き、以下同じ。）の死亡
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと。
 - (3) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないで児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者でなくなったこと。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間条例第9条第1項又は第3項に規定する職員に該当しなくなったこと。
 - (5) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。
- 6 時間外勤務等制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、同項の請求は、時間外勤務等制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。
- (2) 当該請求に係る子が、勤務時間条例第9条第1項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達したこと。

7 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、別に定めるところにより、第5項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の2 条例第9条第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第10条 条例第9条第2項の規定により深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）の制限を請求しようとする職員は、別に定めるところにより、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6か月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1か月前までに請求しなければならない。

- 2 条例第9条第2項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、公務の正常な運営を妨げるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。
- 3 前項の規定により通知した後において、公務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかとなったときは、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対してその旨を通知しなければならない。
- 4 条例第9条第2項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされ

た日の前日までに、次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子の死亡
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと。
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。
 - (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして前条に規定する者に該当することとなったこと。
 - (5) 前各号（第3号を除く。）に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間条例第9条第2項に規定する職員に該当しないこととなったこと。
- 5 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、条例第9条第2項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 6 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、別に定めるところにより、第4項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限）

第11条 削除

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第12条 削除

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務等の制限）

第13条 第10条（第4項第3号から第5号までを除く。）及び9条（第5項第3号から第5号までを除く。）の規定は、条例第16条第1項に規定する要介護者（以下、単に「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第9条第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」とあるのは「それぞれ条例第9条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか、又は当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうか」と、第

9条第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第9条第5項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第6項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第14条 任命権者は、条例第8条第2項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

第15条 任命権者は、条例第8条第2項の規定により正規の勤務時間以外の時間において条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員に勤務することを命じる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第15条の2 勤務時間条例第9条の2第1項の規則で定める期間は、香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下この条において「給与条例」という。）第11条第3項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2か月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、勤務時間条例第9条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（勤務時間条例第11条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第11条第3項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 給与条例第11条第1項第1号及び第2項に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
 - (2) 給与条例第11条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- 3 前項の場合において、その指定は、3時間45分、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が3時間45分、4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。
- 4 任命権者は、勤務時間条例第9条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 6 任命権者は、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間を勤務した職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するように努めるものとする。

（代休日の指定）

第16条 条例第11条第1項の規定による代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（勤務時間条例第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

(有給の休暇)

第17条 条例第12条に規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇は、正規の勤務時間中に給料の支給を受けて勤務しない休暇という。

(年次有給休暇の日数)

第18条 条例第13条第1項第1号の規則で定める日数は、20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない再任用短時間勤務職員(以下「特定再任用短時間勤務職員」という。))にあつては、155時間に条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第19条 条例第13条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの(次号に掲げる職員を除く。) その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数の欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、広域連合長が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。)
- (2) 当該年において特別職職員等(条例第13条第1項第3号に規定する特別職職員等をいう。以下この条において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 特別職職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数の欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により

採用された職員をいう。以下同じ。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し広域連合長が別に定める日数。当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

2 条例第13条第1項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人

(2) 前号に掲げる法人のほか、広域連合長がこれらに準じる法人であると認めるもの

3 条例第13条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に特別職職員等になり、引き続き再び職員となったものとする。

4 条例第13条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇(年次有給休暇に相当する休暇を含む。以下この項及び次項において同じ。)の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し広域連合長が別に定める日数。当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

5 第1項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうち、その者の使用した年次有給休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、広域連合長が別に定める日数とする。

第20条 前2条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり再任用職員の当該採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

(年次有給休暇の繰越し)

第21条 条例第13条第2項の規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の残日数とする。ただし、20日を限度とする。

(年次有給休暇の単位)

第22条 年次有給休暇の単位は、特定再任用短時間勤務職員以外の職員にあっては1日又は1時間とし、特定再任用短時間勤務職員にあっては1時間とする。

2 1時間を単位とする年次有給休暇を1日に換算する場合には、8時間(特定再任用短時間勤務職員以外の再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの勤務時間)をもって1日とする。

(病気休暇)

第23条 条例第14条の規則で定める期間は、180日の範囲内で必要と認められる期間とする。ただし、結核性疾患による場合は1年まで、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合は3年まで、それぞれ延長することができる。

2 前項に規定する期間の計算については、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

3 病気休暇の単位は、1日とする。ただし、任命権者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(特別休暇)

第24条 条例第15条の規則で定める場合は、別表第2各号に掲げる場合とし、その期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

(介護休暇)

第25条 条例第16条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第2において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で広域連合長が定めるもの

2 条例第16条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

- 3 任命権者は、職員から条例第16条第1項に定める指定期間（以下「指定期間」という。）の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の指定期間を指定するものとする。
- 4 職員は、前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者はそれぞれ、申出の期間又は申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第27条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 7 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第25条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。

（介護時間）

第25条の3 介護時間の単位は、30分とする。

- 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条

例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第11号）の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（病気休暇及び特別休暇の承認）

第26条 条例第17条の規則で定める特別休暇は、別表第2第9号に掲げる休暇とする。

2 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前項に規定するものを除く。）の請求について、条例第14条に規定する場合又は別表第2各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達成することができると認められる場合は、この限りでない。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第27条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第16条第1項又は第16条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（年次有給休暇、特別休暇及び介護休暇の請求等）

第28条 年次有給休暇を取得し、又は特別休暇若しくは介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇票に記入して任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において年次有給休暇にあつては届出をし、特別休暇にあつては承認を求めることができる。

2 別表第2第9号に規定する休暇の請求は、あらかじめ休暇票に記入して任命権者に対し行わなければならない。ただし、出産したときは、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

（休暇の承認の決定等）

第29条 前条の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、年次有給休暇に係るものにあつてはその請求に係る時季を変更するかどうか、特別休暇及び介護休暇に係るものにあつてはこれを承認するかどうかを速やか

に決定するものとする。

- 2 任命権者は、特別休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(報告)

第30条 広域連合長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

(補則)

第31条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規則第1号)

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則 (平成21年7月15日規則第1号)

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月9日規則第5号)

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条、第9条の2、第10条及び第13条の改正規定並びに別表第2第14号及び第15号の改定規定は、平成22年6月30日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第19条関係）

| 在職期間 | 日数 |
|----------------------|-----|
| 1か月に達するまでの期間 | 2日 |
| 1か月を超え2か月に達するまでの期間 | 3日 |
| 2か月を超え3か月に達するまでの期間 | 5日 |
| 3か月を超え4か月に達するまでの期間 | 7日 |
| 4か月を超え5か月に達するまでの期間 | 8日 |
| 5か月を超え6か月に達するまでの期間 | 10日 |
| 6か月を超え7か月に達するまでの期間 | 12日 |
| 7か月を超え8か月に達するまでの期間 | 13日 |
| 8か月を超え9か月に達するまでの期間 | 15日 |
| 9か月を超え10か月に達するまでの期間 | 17日 |
| 10か月を超え11か月に達するまでの期間 | 18日 |
| 11か月を超え1年未満の期間 | 20日 |

別表第2（第24条、第25条、第26条関係）

| 理由 | 期間 |
|---|--|
| (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条の規定による交通制限又は遮断 | その都度必要と認める期間又は時間 |
| (2) 災害による交通の途絶 | 同上 |
| (3) 災害による職員の現住居の滅失又は損壊 | 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間又は時間 |
| (4) 交通機関の事故その他の不可抗力の原因による場合 | その都度必要と認める期間又は時間 |
| (5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署等への出頭 | 同上 |
| (6) 選挙権その他公民としての権利の行使 | 同上 |
| (7) 妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 | 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める時間 |

| | |
|--|---|
| <p>(8) 妊婦の通勤緩和 (妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合)</p> | <p>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間</p> |
| <p>(9) 女性職員の出産</p> | <p>8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定の女性職員が届け出た期間及び産後8週間。ただし、産後6週間を経過した女性職員が届け出たときは、期間を短縮することができる。</p> |
| <p>(10) 男性職員の配偶者の出産</p> | <p>配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内で2日の範囲内の期間又は時間</p> |
| <p>(11) 男性職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> | <p>当該期間内で5日の範囲内の期間又は時間</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| (12) 女性職員の生理 | 女性職員が願い出た期間。ただし、2日を超えることはできない。 |
| (13) 職員が生後満3年に達しない子を育てる場合 | 1日2回 1回30分（願い出た職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護する者又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する養育里親である者（同法第27条4項に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が、当該職員がこの号の休暇を使用する日において、この号の休暇（これに相当するものを含む。）を承認された場合又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間） |

| | | | |
|--|---|-------------|-----------|
| <p>(14) 職員が職員の父母（配偶者の父母を含む。）配偶者若しくは小学生以下の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>一の年において5日（その養育する小学生以下の子が2人以上の場合にあっては、10日、<u>子が3人以上の場合は12日（うち5日は、子の看護又は介助を行うため使用する場合に限る。）</u>）の範囲内の期間又は時間</p> | | |
| <p>(15) 要介護の介護その他の広域連合長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間又は時間</p> | | |
| <p>(16) 職員の結婚</p> | <p>広域連合長が定める期間内で7日以内</p> | | |
| <p>(17) 忌引</p> | | <p>血族</p> | <p>姻族</p> |
| <p>ア 配偶者が死亡した場合</p> | <p>10日以内</p> | | |
| <p>イ 父母又は養父母が死亡した場合</p> | <p>7日以内</p> | <p>5日以内</p> | |
| <p>ウ 子が死亡した</p> | <p>7</p> | <p>3</p> | |

| | | | |
|------|--|--------------------------------|---|
| | 場合 | | |
| | エ 祖父母又は兄弟姉妹が死亡した場合 | 3 | 1 |
| | オ おじ又はおばが死亡した場合 | 1 | 1 |
| | カ 孫が死亡した場合 | 1 | |
| (18) | 父母の祭日 | 祭日の日 1 日 | |
| (19) | 通信教育による面接授業への出席 | 30日を超えない範囲内で授業に出席するために必要と認める期間 | |
| (20) | 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行う場合又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | その都度必要と認める期間又は時間 | |

| | |
|---|-----------------|
| <p>(21) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合</p> | <p>一の年に5日以内</p> |
| <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> | |
| <p>イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって広域連合長が定めるものにおける活動</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活及び社会参加を支援する活動</p> | |
| <p>エ 道路、公園、広場、河川、海岸その他の公共の場所に散乱したごみ（空き缶、たばこの吸い殻、紙くず等の不用物をいう。）の回収その他環境美化に資する活動</p> | |
| <p>(22) 新たに職員として採用された日から起算して10年、20年又は30年に達する職員が、心身の健康の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>当該10年、20年又は30年に達する日の翌日から1年以内（以下この号において「承認期間」という。）において、勤続10年又は20年の場合には連続する2日以内、勤続30年の場合には連続する3日以内の期間。ただし、承認期間内に休暇の承認を受けることができない場合には、当該期間の期限の翌日から1年以内に限り、その期限を延長することができる。</p> |
| <p>(23) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>7月から9月までの期間内で3日以内</p> |

| | |
|--------------------------|----------------------|
| (24) その他広域連合長が特に必要と認める場合 | 広域連合長が特に必要と認める期間又は時間 |
|--------------------------|----------------------|